

大分市自治基本条例検討委員会  
第10回理念部会

平成22年8月23日(月)10時から  
大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

次 第

1.開 会

2.議 事

(1)条文案の検討について

(2)その他

## 理念部会検討資料

( H 2 2 . 8 . 2 3 )

### 1 . 目的について ( 事務局調整後 )

- ・「執行機関」は全体の文言調整の中で、「市長等」とする。また、「市長等」については、定義で定めるものとする。
- ・修正案を3パターン示す。

#### パターン

現状の自治基本条例の体系に合わせて表現を修正した。

基本理念・原則の表記に合わせ、「役割」、「方針」を具体化している。

( 目的 事務局調整後案 )

第 条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念及びその実現のための自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割及び責務、行政運営のあり方並びに協働によるまちづくりの基本となる市民参加について定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

#### パターン

現在の目的案を尊重しながら、「協働によるまちづくりの方針」を改める。

( 目的 事務局調整後案 )

第 条 この条例は、本市における自治に関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割及び責務、行政運営のあり方並びに行政運営及び市民参加について基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

#### パターン

自治基本条例の骨格となる部分を示した。

( 目的 事務局調整後案 )

第 条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参加の推進その他の協働によるまちづくりを進めるための基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

## 2. 基本理念について 事務局調整後

- ・修正案を2パターン示す。

### パターン

「基本理念」が「自治」に係るものであると明確にする。

#### (基本理念 事務局調整後案 )

第 条 本市は、次に掲げるまちづくりを実現することを自治の基本理念とする。

- (1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり
- (2) 市民主権のまちづくり
- (3) 協働のまちづくり

### パターン

「基本理念」が「自治」に係るものであることを強調するために第2項を設ける。

#### (まちづくりの基本理念の実現 事務局調整後案 )

第 条 本市は、次に係る事項をまちづくりの基本理念とする。

- (1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり
- (2) 市民主権のまちづくり
- (3) 協働のまちづくり

2 本市の自治は、前項に定めるまちづくりの基本理念を実現するものでなければならない。

### 3. 基本原則 事務局調整後

- ・主語の表記を基本理念に合わせる。
- ・「自治」の原則とする。
- ・市民と共有するのは「市政」に関する情報であることから、運営を削除する。

#### (基本原則 事務局調整後案)

第 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

##### (1)市民総参加の原則

全ての市民がまちづくりに参加すること

##### (2)情報共有の原則

市政及びまちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること

##### (3)平等と機会均等の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること

#### 4 . 定義について 事務局調整後

協働：市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って、共通の課題解決に取り組むことを言う。

#### 定義追加案

- ・ 市長等：市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関を言う。
- ・ 総合計画：基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。以下同じ。）及び基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）